

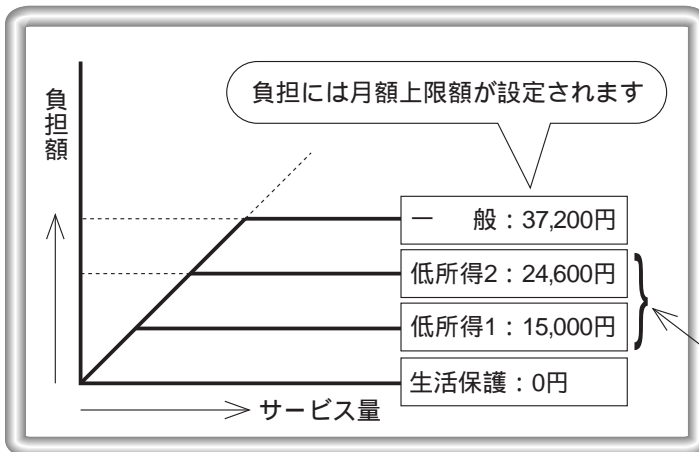


障害者自立支援法で利用者負担が変わります

障害者自立支援法の施行に伴い、4月から福祉サービス及び自立支援医療の自己負担が変わります。

福祉サービス

原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限額を設定します。



- 一 一般・・・町民税課税世帯
- 低所得2・・・町民税非課税世帯（3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方）
- 低所得1・・・町民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円（障害基礎年金2級相当額）以下の方

町民税非課税世帯

同じ世帯で他にも障害福祉サービス、介護保険のサービスを受けている方がいれば、その合算額が月額上限額を超えないように負担額を軽減します。

施設入所（20歳以上）、グループホームを利用している場合は、このほかに軽減措置があります。

自立支援医療

精神通院医療、更生医療及び育成医療については、医療保険の負担上限額まで、医療費を1割負担していただき、所得の低い方にはより低い上限額を設定します。

一定所得以下		中間的な所得		一定所得以上	
生活保護世帯	町民税非課税世帯		町民税（所得割）の合計額		
	低所得1	低所得2	2万円未満	2万円以上 20万円未満	20万円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担対象外 （医療保険の負担割合・ 自己負担限度額）
			*1	*2	
			重 度 か つ 継 続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

「低所得1」とは、町民税非課税世帯であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が80万円以下である場合該当します。

「低所得2」とは、上記以外の町民税非課税世帯の方が該当します。

育成医療の経過措置として*1の場合は10,000円、*2の場合は40,200円が、それぞれ負担上限額として設定されています。

なお、自立支援医療制度における「世帯」とは、医療保険単位で認定するため、住民票とは異なります。例えば、住民票が同一でも異なる医療保険に加入している家族は「別世帯」になります。